



手数料の改定について

令和 8 年 7 月 1 7 日

旭川市環境部

ASAHIKAWA CITY

手数料の改定、新料金の適用時期等について



時 期	内 容
令和8年 3月17日	使用料・手数料の見直し案（修正案）、市民参加手続きの結果について、廃棄物減量等推進審議会委員に報告（郵送）
4月24日	使用料・手数料の見直し案（最終案）を決定
6月15日	令和8年第2回定例会に、条例改正案（※）を提案
6月30日	令和8年第2回定例会で、条例改正案（※）を議決
7月以降	改定料金の内容等について市民へお知らせ（広報誌、ホームページ等）
10月1日	新料金適用 し尿処理手数料、廃棄物処理業者許可等関係手数料 浄化槽保守点検業者登録等関係手数料
令和9年 4月1日	新料金適用 ごみ処理関係手数料（ごみ袋、粗大ごみ、埋立、焼却）

【修正案から以下の点を変更】

ごみ埋立処分手数料及び焼却処分手数料について、年度途中で料金を改定することによる、事業系一般廃棄物を排出する事業者への影響を考慮するとともに、家庭系一般廃棄物の適用時期を踏まえ、新料金の適用日を令和9年4月1日に変更

※ 旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例

廃棄物処理関係手数料の新料金（１）



単位：円

項 目			現行料金	新料金（改定額）		適用日
し尿処理関係手数料						
・ し尿処理手数料（仮設トイレ以外、 5 0 L当たり）			450	670	+ 220	R8.10.1 （※ 1）
・ し尿処理手数料 （仮設トイレ）	550L未満	5 0 L当たり	600	5 0 L当 たり一律 900	+ 300	
	550L以上	5 0 L当たり	450		—	
		収集1回につき加算	1,500			
ごみ処理関係手数料						
・ 家庭ごみ（可燃・不燃） 5 L 用			10	15	+ 5	R9.4.1 （※ 2）
・ 1 0 L 用			20	30	+ 10	
・ 2 0 L 用			40	60	+ 20	
・ 3 0 L 用			60	90	+ 30	
・ 4 0 L 用			80	120	+ 40	
・ 指定ごみ袋によることが適当でないもの			80	120	+ 40	

(※ 1) 区分「仮設トイレ以外」については、R8.9.30までに収集を申し込んだ場合は現行料金

(※ 2) 適用日から新しい指定ごみ袋（可燃：橙色、不燃：青緑色）に切り替え。ただし、R9.6.30までは現行の指定ごみ袋が使用可能

廃棄物処理関係手数料の新料金（２）



単位：円

項 目	現行料金	新料金（改定額）		適用日
ごみ処理関係手数料				
・ 家庭ごみ（粗大） 軽量	300	450	+ 150	R9.4.1 (※1)
・ その他	650	970	+ 320	
・ ごみ埋立処分手数料（10kgまでごと）	156	234	+ 78	R9.4.1
・ ごみ焼却処分手数料（10kgまでごと）	83	111	+ 28	
廃棄物処理業者許可等関係手数料				
・ 一般廃棄物処分業許可申請手数料	16,000	22,300	+ 6,300	R8.10.1
・ 一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	13,000	17,300	+ 4,300	
・ 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料	16,000	20,700	+ 4,700	
・ 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料				
ア 法８－４規定施設（※２）	131,000	132,000	+ 1,000	

（※１） R9.3.31までに収集を申し込んだ場合は現行料金

（※２） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条第４項に規定される施設

廃棄物処理関係手数料の新料金（３）



単位：円

項 目	現行料金	新料金（改定額）		適用日
廃棄物処理業者許可等関係手数料				
・一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料				R8.10.1
ア 法８－４規定施設（※１）	121,000	122,000	+ 1,000	
イ その他の施設	101,000	102,000	+ 1,000	
・一般廃棄物処理施設定期検査手数料	31,000	32,700	+ 1,700	
・一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請手数料	28,000	31,400	+ 3,400	
・一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定更新申請手数料	18,000	21,100	+ 3,100	
・一般廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料	68,000	70,400	+ 2,400	
・一般廃棄物処理施設設置者合併等認可申請手数料	68,000	70,400	+ 2,400	

（※１）廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条第４項に規定される施設

廃棄物処理関係手数料の新料金（４）



単位：円

項 目	現行料金	新料金（改定額）		適用日
廃棄物処理業者許可等関係手数料				
・ 産業廃棄物処理施設定期検査手数料	31,000	32,700	+ 1,700	R8.10.1
・ 産業廃棄物処理施設熱回収施設設置者 認定申請手数料	28,000	31,400	+ 3,400	
・ 産業廃棄物処理施設熱回収施設設置者 認定更新申請手数料	18,000	21,100	+ 3,100	
・ 産業廃棄物処理施設譲受け等 許可申請手数料	68,000	70,400	+ 2,400	
・ 産業廃棄物処理施設設置者合併等 認可申請手数料	68,000	70,400	+ 2,400	

浄化槽保守点検業者登録等関係手数料の新料金



単位：円

項 目	現行料金	新料金（改定額）		適用日
浄化槽保守点検業者登録等関係手数料				
・ 浄化槽保守点検業登録申請手数料	30,000	32,300	+ 2,300	R8.10.1
・ 浄化槽保守点検業更新登録申請手数料	30,000	32,300	+ 2,300	
・ 浄化槽清掃業許可申請手数料	10,000	10,800	+ 800	

指定ごみ袋のごみ袋切替方法



現行の指定ごみ袋（以下「現ごみ袋」）は、令和9年3月31日で販売を終了し、令和9年4月1日からは、色を変更した新しい指定ごみ袋（以下「新ごみ袋」）を販売します。

各世帯において、現ごみ袋の在庫を使い切ってもらうため、併用期間（令和9年6月30日までの3か月間）を設けます。

あわせて、各世帯における在庫を踏まえた適量購入の推奨や、買いだめの抑止について、広く周知を行います。

令和9年4月1日からは、指定ごみ袋の色が変わります

燃やせるごみ用

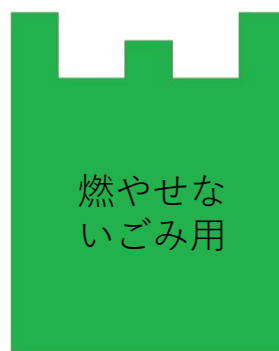


黄色



橙色

燃やせないごみ用



緑色



青緑色

指定ごみ袋のごみ袋切替方法



市民周知の方法

- ・市ホームページ、SNS、
くらしのアプリ（電子回覧板）
- ・市民広報（全戸）
令和8年7月号
- ・デジタルサイネージ
（総合庁舎・旭川信金等）
令和8年8月以降
- ・各取扱店店頭での掲示依頼
（352店舗）
令和8年8月以降
- ・「めざそう・ごみゼロ旭川」
の発送（町内会回覧）
令和8年9月・令和9年3月
- ・ライナーへの折込みチラシ
（市街地全戸）
令和8年11月頃

切替えのスケジュール

